

出国前に必ず確認してください

～未納の税はありませんか？～

下記の税目について手続きが必要な方は二次元コードを読み込んで納税管理人申告書を提出してください。



納税管理人とは…

納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続きを行う方をいいます。海外へ出国されるなどの理由により、納税等に支障のある場合は、出国される前に納税管理人の申告をする必要があります。

固定資産税・都市計画税

Property Tax

府中市内に固定資産を有する方で未納がある方は、転出前にご納付ください。納付できない方は、納税課滞納対策係（042-335-4460）にご相談ください。また、納税管理人の申告が必要ですので、上記の二次元コードよりご提出ください。ご不明点等ありましたら資産税課にお越しいただくか、電話（042-335-4443）でご連絡ください。



チェック！

市・都民税

Municipal Tax

個人市民税・都民税（住民税）に未納がある方は、転出前にご納付ください。納付できない方は、納税課滞納対策係（042-335-4460）にご相談ください。また、納税管理人の申告が必要な場合がありますので、市民税課普通徴収係（042-335-4441）にご連絡ください。



チェック！

軽自動車税

Light Vehicle Tax

126cc 以上のバイク、3輪以上の軽自動車及び府中市ナンバーの原付バイク等を所有している方で未納がある方は、転出前にご納付ください。納付できない方は、納税課滞納対策係（042-335-4460）にご相談ください。また、納税管理人の申告や車両の所有者変更または廃車の手続きが必要な場合がありますので、必要なお手続きが不明な場合は市民税課諸税係（042-335-4440）にご連絡ください。



チェック！

国保・後期・介護

National Medical Insurance and Care Insurance

- (1) 国民健康保険（74歳以下の方で、お勤め先等他の健康保険等に参加していない方）国民健康保険税の税額変更処理を行いますので、転出時に国民健康保険喪失手続きをされ、終了後保険年金課へ行くよう案内を受けた方は、お手数ですが保険年金課国民健康保険担当（2階11番窓口）までお立ち寄りください。
- (2) 後期高齢者医療制度（75歳以上の方・障害認定で加入されている方）保険料の関係などで手続きが必要な場合がありますので、出国前に担当までご連絡ください。後期高齢者医療制度（2階12番窓口）：042-335-4033
- (3) 介護保険（65歳以上の方）保険料の関係などで手続きが必要な場合がありますので、出国前に担当までご連絡ください。介護保険（1階6番窓口）：042-335-4021



チェック！

年金

National Pension

国外へ転出をされると、国民年金の資格は転出日の翌日で喪失となりますので、お手数ですが、保険年金課年金担当（2階10番窓口）までお立ち寄りください（短期間だけ住所を国内に有した場合でも、その都度手続きが必要です）。なお、海外に転出すると、国民年金に加入する義務はなくなりますが、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方は希望により任意加入することができます（外国人の方と、2号および3号被保険者を除く）。



チェック！

Please go up to the second floor to check your outstanding taxes.

裏面より申告書を提出できます。